

【2023年5月12日現在】

日本出発から帰国までのご案内（訪問国：グアム）

グアムへの入国

① グアム電子税関申告書（GUAM ELECTRONIC DECLARATION FORM）の記入

グアムデジタル税関申告書は、到着するすべての乗客がグアム島に入る前に記入する必要があるデジタルの申告書です。このフォームはご到着の72時間前から申請可能です。

<https://cqa.guam.gov/>

② ESTA（アメリカ電子渡航認証システム）の申請 又はグアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラムを利用

【ESTA利用の場合】

米国に短期商用、観光等で90日以内の滞在目的で旅行する場合、査証（ビザ）は免除されていますが、米国行きの航空機や船舶に搭乗・乗船する前にオンラインで渡航認証を受けなければなりません。

- ・登録費用：21米ドル
- ・有効期間：2年間。ただし2年以内にパスポートの期限が切れる場合は、パスポートの有効期限まで

【グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラムを利用する場合】

●I-736の書類提出が必要になります。

●45日以内の滞在となります。

*I-736については、以下のどちらかの方法をお選びください。

①渡航前にオンライン（英語のみ）でI-736をご登録いただき、プリントアウトしたものにサインして係官に提出してください。

尚、ご出発7日前～ご出発日に印刷したものをご利用ください。7日より前に印刷したものは無効となります。

③ 機内で配られるI-736の用紙にご記入いただき、係官に提出してください。

※「英文ワクチン接種証明書の提示」は5/12出発分以降不要となります。

日本帰国

※4/29 午前0時以降 全ての入国者に対し

①ワクチン接種証明書（3回）

②出国前72時間以内に受けた検査の「陰性証明書」

の提示は不要となりました。

■Visit Japan Web の登録（任意）

入国手続き「入国審査」、「税関申告」をウェブで行うことができるサービスです。

※Visit Japan Web アカウント作成は[こちら](#)

※Visit Japan Web 操作説明書は[こちら](#)

名鉄観光サービス株式会社